

鳥取県告示第803号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年1月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年12月7日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

1 申請のあった年月日

平成24年11月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人倉吉鴨水館

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

杉本 美智子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市下田中町801

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県中部地区にある高等学校の卒業生を主たる対象として、大学進学に向けた学力の向上を総合的・多面的に支援する活動を行うことで、もって実利を越え真理探究、社会貢献を志向し、21世紀をリードする主体的な学習者の育成に寄与することを目的とする。